

参 考 资 料

目 次

1 県職員給与関係資料

第1表	職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	1
第2表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	職員の適用給料表別平均給与月額	3
第4表	職員の給与月額の対前年比較	3
第5表	職員の扶養手当の支給状況	5
第6表	職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況	6
第7表	職員の単身赴任手当の支給状況	6
第8表	職員の地域手当の支給状況	7
第9表	職員の住居手当の支給状況	8
第10表	職員の通勤手当の支給状況	8
第11表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員	9
第12表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	23
第13表	会計年度任用職員の任命権者別人員	24

2 民間給与関係資料

	令和4年職種別民間給与実態調査の概要	25
第14表	産業別、企業規模別調査事業所数	26
第15表	民間における初任給の改定状況	26
第16表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	27
第17表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等	28
第18表	民間における家族手当の支給状況	42
第19表	民間における在宅勤務関連手当の支給状況	42
第20表	民間における特別給の支給状況	43
第21表	民間における冬季賞与の配分状況	43
第22表	民間における定年制の状況	44
第23表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	44
第24表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	44
第25表	民間における給与改定の状況等	45

3 県職員給与と民間給与との比較

第26表	県職員の給与と民間給与との比較	46
------	-----------------	----

4 生計費関係資料

	令和4年4月の標準生計費算定方法	47
第27表	費目別、世帯人員別標準生計費	48

5 労働経済関係資料

第28表	労働経済指標	49
------	--------	----

6 勤務時間等関係資料

第29表	職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間	51
------	----------------------	----

7 人事院勧告等の要旨

		52
--	--	----

1 県職員給与関係資料

第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(令和4年職員給与実態調査)

給料表 \ 区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
行政職	3,496 ^人	42.7 ^歳	20.0 ^年
公安職	1,852	38.1	16.7
研究職	155	41.8	18.8
医療職(一)	9	48.9	22.8
医療職(二)	91	43.2	18.7
医療職(三)	62	36.5	13.5
大学教育職	50	48.8	23.6
高等学校等教育職	2,110	45.1	22.4
中学校及び小学校教育職	4,758	41.0	18.2
計	12,583	41.8	19.2

(注) 1 この調査は、職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員を対象としたものである。

2 再任用職員は、含まれていない。(第2表から第11表において同じ。)

3 特定任期付職員給料表は、適用者がいないため記載していない。(以下すべての表において同じ。)

第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(令和4年職員給与実態調査)

給料表 \ 区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職	100	78.1	7.4	14.1	0.4	60.7	39.3
公安職	100	60.5	2.3	37.2	—	89.3	10.7
研究職	100	92.3	6.4	1.3	—	72.3	27.7
医療職(一)	100	100.0	—	—	—	88.9	11.1
医療職(二)	100	92.3	6.6	1.1	—	46.2	53.8
医療職(三)	100	93.5	6.5	—	—	4.8	95.2
大学教育職	100	80.0	20.0	—	—	34.0	66.0
高等学校等 教 育 職	100	95.6	2.2	2.0	0.2	49.1	50.9
中学校及び 小学校教育職	100	98.4	1.6	—	—	37.4	62.6
計	100	86.5	3.6	9.8	0.1	53.8	46.2

第3表 職員の適用給料表別平均給与月額

給与種目 \ 給料表	行政職	公安職	研究職	医療職(一)
給料	323,626 円	324,030 円	332,601 円	525,289 円
地域手当	11,260	11,000	10,911	96,681
給料の特別調整額 管理職手当	7,350	2,355	—	63,689
扶養手当	8,250	13,505	8,371	15,278
住居手当	5,537	3,522	6,452	6,000
その他	272	1,651	1,523	249,344
合計	356,295	356,063	359,858	956,281

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。(第4表において同じ。)

2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、

第4表 職員の給与月額の対前年比較

(行政職)

(職員給与実態調査)

給与種目 \ 区分	令和3年 (A)	令和4年 (B)	比較	
			(B) - (A)	(B) / (A)
給料	325,126 円	323,626 円	△1,500 円	99.5 %
地域手当	11,298	11,260	△38	99.7
給料の特別調整額 管理職手当	7,321	7,350	29	100.4
扶養手当	8,420	8,250	△170	98.0
住居手当	5,237	5,537	300	105.7
その他	304	272	△32	89.5
合計	357,706	356,295	△1,411	99.6

(令和4年職員給与実態調査)

医療職(二)	医療職(三)	大学教育職	高等学校等 教 育 職	中学校及び 小学校教育職	計
円 329,762	円 299,915	円 422,244	円 385,863	円 351,301	円 345,161
10,981	9,757	13,977	12,732	11,625	11,665
5,255	1,090	7,748	3,889	6,259	5,527
8,165	3,919	6,800	8,151	6,048	8,153
3,962	4,350	8,444	5,115	4,790	4,893
6,967	—	2,072	246	380	759
365,092	319,031	461,285	415,996	380,403	376,158

へき地手当、へき地手当に準ずる手当である。(第4表において同じ。)

(給料表計)

(職員給与実態調査)

給与種目	区 分	令 和 3 年 (A)	令 和 4 年 (B)	比 較	
				(B) - (A)	(B) / (A)
給 料		円 346,559	円 345,161	円 △1,398	% 99.6
地 域 手 当		11,690	11,665	△25	99.8
給料の特別調整額 管理職手当		5,469	5,527	58	101.1
扶 養 手 当		8,228	8,153	△75	99.1
住 居 手 当		4,657	4,893	236	105.1
そ の 他		709	759	50	107.1
合 計		377,312	376,158	△1,154	99.7

第5表 職員の扶養手当の支給状況

1 給料表別扶養親族数

(令和4年職員給与実態調査)

区分 給料表	受給職員数	扶養親族数					計	全職員1人 当たり平均 扶養親族数
		配偶者	子	うち 特定期間 にある子	配偶者・子 以外			
行政職	1,414	601	2,056	765	90	2,747	0.8	
公安職	1,114	639	1,917	319	19	2,575	1.4	
研究職	61	18	91	45	7	116	0.7	
医療職(一)	6	5	9	3	—	14	1.6	
医療職(二)	33	11	53	27	1	65	0.7	
医療職(三)	13	1	22	2	1	24	0.4	
大学教育職	16	7	23	9	3	33	0.7	
高等学校等 教育職	856	311	1,232	517	42	1,585	0.8	
中学校及び 小学校教育職	1,503	486	2,176	674	75	2,737	0.6	
計	5,016	2,079	7,579	2,361	238	9,896	0.8	

- (注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。(下表において同じ。)
- 2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。
- 3 手当受給職員数の全職員に対する割合は、39.9%である。
- 4 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、20,453円である。

2 扶養親族数別職員数

(令和4年職員給与実態調査)

区分	扶養親族数								計
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
受給職員数	1,850	1,818	1,019	295	31	3	—	—	5,016

第6表 職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況

(令和4年職員給与実態調査)

区分	1種 2種	3種 4種	5種 6種	7種 8種 9種	教1種 教2種	教3種	教4種	教5種	受給者 計	手当受給者 1人あたり 平均手 当額
職員の 区分	本庁 部長 など	本庁 次長 など	本庁 課長 など	その他	校長	副校長	教頭	特別支援 学校教諭 (部主事)		
受給者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
	19	66	312	30	245	3	377	25	1,077	64,577

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和4年職員給与実態調査)

区分		受給者
職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離	100km未満	118人
	100km以上 300km未満	5
	300km以上 500km未満	—
	500km以上 700km未満	—
	700km以上 900km未満	9
	900km以上 1,100km未満	—
	1,100km以上 1,300km未満	—
	1,300km以上 1,500km未満	—
	1,500km以上	—
受給者計		132
手当受給者1人あたり平均手当月額		32,485円

第8表 職員の地域手当の支給状況

(令和4年職員給与実態調査)

区分 給料表	計	地域別人員 (構成比)								
		1級地 (東京都 特別区)	2級地 (大阪市)	4級地 (神戸市)	5級地 (多賀城市、 広島市、 福岡市)	6級地 (仙台市)	7級地 (岡山市、 徳島市)	県内	医療職 (一)	非支給地
行政職	人 3,496 (100%)	人 20 (0.57%)	人 6 (0.17%)	人 —	人 1 (0.03%)	人 —	人 3 (0.09%)	人 3,459 (98.94%)	人 —	人 7 (0.20%)
公安職	1,852 (100%)	3 (0.16%)	2 (0.11%)	1 (0.05%)	—	—	—	1,844 (99.57%)	—	2 (0.11%)
研究職	155 (100%)	—	—	—	—	—	—	155 (100%)	—	—
医療職(一)	9 (100%)	—	—	—	—	—	—	—	9 (100%)	—
医療職(二)	91 (100%)	—	—	—	—	—	—	91 (100%)	—	—
医療職(三)	62 (100%)	—	—	—	—	—	—	62 (100%)	—	—
大学教育職	50 (100%)	—	—	—	—	—	—	50 (100%)	—	—
高等学校等 教育職	2,110 (100%)	—	—	—	—	—	—	2,110 (100%)	—	—
中学校及び 小学校教育職	4,758 (100%)	—	—	—	—	—	—	4,754 (99.92%)	—	4 (0.08%)
計	12,583 (100%)	23 (0.18%)	8 (0.06%)	1 (0.01%)	1 (0.01%)	—	3 (0.03%)	12,525 (99.54%)	9 (0.07%)	13 (0.10%)
平均手当月額	円 11,665	円 68,304	円 70,629	円 X	円 X	円 —	円 7,077	円 11,481	円 96,681	円 0

(注) 「X」は人員が1人の場合である。

第9表 職員の住居手当の支給状況

(令和4年職員給与実態調査)

区分 給料表	受給職員数	内訳	
		手当月額11,000円未満の受給者	手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者
行政職	768人	3人	324人
公安職	254	—	118
研究職	39	—	17
医療職(一)	2	—	—
医療職(二)	15	—	8
医療職(三)	11	—	5
大学教育職	17	—	6
高等学校等 高教 育職	430	—	190
中学校及び 小学校教育職	918	1	478
計	2,454	4	1,146

- (注) 1 手当受給職員数の全職員に対する割合は、19.5%である。
 2 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、25,052円である。
 3 単身赴任手当受給職員で、配偶者等が居住する借家・借間に係る手当を受給するものは9人(1人当たりの平均手当月額は13,200円)である。

第10表 職員の通勤手当の支給状況

(令和4年職員給与実態調査)

区分 給料表	受給職員数	内訳		
		交通機関のみ利用者	自動車等のみ利用者	交通機関・自動車等併用者
行政職	3,044人	580人	2,208人	256人
公安職	1,376	85	1,271	20
研究職	143	4	127	12
医療職(一)	8	3	5	—
医療職(二)	88	7	77	4
医療職(三)	57	5	50	2
大学教育職	50	1	49	—
高等学校等 高教 育職	1,993	47	1,924	22
中学校及び 小学校教育職	4,334	25	4,284	25
計	11,093	757	9,995	341
平均手当月額	8,170円	11,810円	7,467円	20,685円

- (注) 手当受給職員数の全職員に対する割合は、88.2%である。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

(令和4年職員給与実態調査)

1 行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									1
8									
9	4								
10		1							
11									
12	6	1					1		
13	2							1	
14		1	1						
15									2
16	3	48	1						3
17	1	5							1
18		4	3						1
19	2	2	2						1
20	6	6	29						1
21		3	3						1
22	1	57	5						1
23		6	4						2
24	1	10	12						2
25	3	3	10						
26	1	11	9						1
27		2	4						
28		51	40					4	
29	74	12	7					4	
30	2	13	9				2		
31	1		4				16	3	
32	7	41	49				6	7	
33	11	5	7				9	2	3
34	82	11	16				7	4	1
35	9	1	13				17	3	
36	11	17	28				3	3	
37	13	5	5				4	2	
38	10	11	28				3		
39		5	14				17		1
40	71	7	14				4		
41	12		18				4		
42	16	1	25			1	2	1	
43	7	3	13				8		
44	69	4	28	3			4	1	
45	12	3	11	18				2	
46	8		24	10			1		
47	1		16	7	1				
48	16	2	11	11	2		1		
49	16		11	25	3	1			
50	17		14	21	1	9			
51	8	1	9	11	3	10	1		
52	7		16	8	6	6			
53	6	1	7	31	1	7			
54	4	1	16	25		7			
55	4	1	11	17	1	25			
56	3	1	15	16	5	10			
57	4	1	9	10	7	12			
58	4		13	12	2	10			
59	1		6	20	2	18			
60	4		9	10	3	7			
61	2		9	15	19	1	7		
62	1	1	13	8	4	3			
63	1		8	20	9	4			
64	1		10	10	8	3			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
65	4		6	25	13	4			
66	1		9	15	6	4			
67		1	5	23	11	4			
68	2		4	9	13	3			
69	1		2	30	28				
70	1		7	8	11				
71	1		6	19	22	4			
72			4	17	15	1			
73			1	17	28	1			
74	1		4	22	12				
75		1	7	14	39				
76	1		1	12	17	1			
77			1	20	50				
78			3	13	29				
79			3	13	19				
80			4	4	21				
81			4	5	49				
82		1		5	30	1			
83				7	32				
84			4	5	16				
85			2	15	14	6			
86				5	22				
87			4	2	6				
88			2	11	18				
89			1	4	5				
90			2	4	4				
91			3	8	1				
92	1			9	7				
93				47	7				
94					7				
95			5		6				
96			1		3				
97			3		4				
98			1		9				
99			1		34				
100			2		6				
101			5		70				
102			1						
103									
104									
105			1						
106									
107			1						
108			2						
109			2						
110									
111									
112			1						
113			22						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		3							
計	558	365	776	696	761	163	118	37	22
								適用職員数	3,496

(注) 該当人員0の号給は空欄とした。(以下第11表の各表において同じ。)

2 公安職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人								
2									
3									
4									
5									
6									
7	17								
8									
9	2								
10	23								
11									
12									
13	2								
14									
15	1								
16	22			1					
17	2								
18	1								
19									
20	20		1						
21	2								
22		1	2						
23	2		1			1			
24	15	40							
25	35	2	1			1			
26	4	4	3	1					
27	2	2	1						
28	46	28	22			1			
29	5	3	3			1			
30	2	7	9	2		1			
31		1	5			1			1
32	6	29	22			2			4
33		7	3						
34		10	10	5		1			
35		3	2	1					1
36	2	35	17	3		4			
37	3	1	6			4			
38		7	16	6		4			
39		2	3	3		1			2
40		5	17	9		8			1
41	1	1	5	1		2			1
42		4	12	6		6			2
43		1	7	2		2			
44		1	16	8		6			
45	1	3	2	3		2		5	1
46		3	15	8		11		3	
47		1	5	3		8	1	8	
48			19	7		9			
49			1	1		7	1	6	
50			11	9		5			
51	1		5	3		8		1	
52		1	12	11		10	1	1	
53		1	4	6		3	1	5	
54			20	9		11		2	
55			6	5		4		7	
56			11	12		7		2	
57			3	4		4	1	5	1
58		1	18	7		4		2	
59	1		4	3		1	1	2	1
60			12	10		16	1		
61			8	9		7	2	2	
62			11	8		8	1	3	
63			5	6		7		3	
64			9	10		2	3		
65			2	5		2	1	4	
66			13	12		4	1	2	
67			5	7		5	1	1	
68			7	10		6	6	1	
69			3	2		8	1	1	
70			9	8		7	2	2	
71	1		3	5		3	1	2	
72			5	8		4	2	1	

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73			4	7	6	3	1		
74			3	6	3		2		
75			2	10	5				
76			6	6	4	1			
77			2	2	4	1	1		
78			6	4	3				
79			3	7	3		1		
80			3	3	2				
81			4	3	7	1	1		
82			4	9	4	2	1		
83			6	5	4	2	2		
84			5	1	2	1	1		
85			1	2	3				
86			2	3	1	1			
87			2	3		1			
88			4	3	2	1			
89			2			6			
90			2	4	3	4			
91			2	6	1	5			
92			1	3	2	2			
93			3	5		28			
94			1	1	2				
95			1	2	2				
96	1		1	4	1				
97			1	1	1				
98			1	2					
99				3	4				
100			1	3	3				
101				1	15				
102			4	2					
103				3					
104			1	2					
105				3					
106				2					
107				2					
108			2	2					
109			1						
110				7					
111			1	1					
112			2	3					
113			1	2					
114				3					
115				4					
116			1						
117				3					
118			1	2					
119			1	3					
120			1	3					
121				4					
122				1					
123			1	1					
124			1	4					
125				16					
126									
127									
128									
129			2						
130									
131									
132									
133									
134									
135			1						
136									
137									
138									
139									
140			1						
141			6						
計	220	204	513	421	306	87	59	29	13
								適用職員数	1,852

3 研究職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8		1			
9					
10		4			
11					
12					
13		3			
14					
15					
16		2			
17					
18		1			
19		1			
20		5			
21					
22					
23					
24		5			
25					
26		1			
27					
28		1			
29					
30		4			
31					
32		2			
33		1	1		
34			1		
35			1		
36		3	3		
37		1			
38					
39		1	1		
40		3			
41					
42		1			
43			2		
44		4	1		
45			1		
46		2	1		
47			1		
48		2	1		
49					
50		1			
51		1	1		
52		2			
53	1	1			
54					
55					
56		1	1		
57			1		
58					
59			3		
60		2	2		
61		1	1		
62					
63			2		
64			3		

職務の級 号給	1	2	3	4	5
65					
66			1		
67		1			
68		2			
69			1		
70		1	2		
71			3		
72			1		
73					
74		1	2		
75		1	4		
76			3		
77		1			
78			9		
79			1		
80		1	1		
81		1	5		
82		1	5		
83			2		
84			1		
85		1	3		
86			1		
87			2		
88			1		
89			2		
90		1	1		
91					
92			2		
93					
94					
95					
96			1		
97					
98					
99					
100					
101					
102		1			
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121		1			
計	1	72	82		
				適用職員数	155

4 医療職給料表(一)

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26		1		
27				1
28			1	
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				1
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55			1	
56				
57				
58				
59				
60				

職務の級 号給	1	2	3	4
61	人	人	人	人
62				1
63				
64				
65				3
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計		1	2	6
適用職員数				9

5 医療職給料表(二)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11				1				
12				1				
13								
14				1				
15		1		1				
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24				1				
25								
26				1				
27				2				
28		1						1
29								
30								
31								
32				1				
33								
34								1
35								
36								
37								
38								1
39				1				
40	1			1				
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60								

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
61								
62				1				
63					1			
64				1	1			
65				1	1			
66				2				
67				1				
68				1				
69								
70								
71								
72					1			
73								
74				1				
75	1							
76								
77								
78				1				
79								
80								
81								
82					1			
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93				1				
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	2	12	14	24	10	26	3	
							適用職員数	91

6 医療職給料表(三)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人						
2		人					
3			人				
4				人			
5					人		
6						人	
7							人
8			2				
9							
10							
11							
12							
13		3	1				
14			2				
15							
16				1			
17		1					
18		3	1				
19							
20				1			
21							
22							
23							
24		3					
25							
26							
27							
28		4		2			
29				1			
30				1			
31							
32		2		1			
33							
34							
35							
36		1	1	1			
37		1					
38			1	1			
39				1			
40				2			
41							
42							
43				1			
44							
45				1			
46							
47						1	
48			1				
49							
50							
51							
52				2			
53					1		
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
61	人	人	人	人	人	人	人
62					1		
63							
64							
65					1		
66							
67							
68							
69				1			
70				1	1		
71					1		
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80					1		
81					1		
82							
83							
84							
85					1		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96					1		
97							
98							
99							
100							
101				1	4		
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113				1			
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
121	人	人	人	人	人	人	人
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		18	9	21	13	1	
						適用職員数	62

7 大学教育職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				1
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18		1		
19				
20			1	
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				1
30				
31				
32		1		1
33		1		
34				
35				4
36				
37	1			
38				
39		1		2
40				2
41				
42	1			
43				
44				1
45		1		
46	1			
47				
48	1			1
49	1			1
50				
51			1	
52		1	1	
53	1			1
54	1		1	
55				
56				
57		1		
58				
59				
60			2	1
61				
62				1
63			1	
64				1

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
65		1	1	
66	2			
67	1	1		
68				
69				
70				1
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				1
78				
79				
80				
81			1	
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88	1			
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105		1		
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
計	11	10	9	20
			適用職員数	50

8 高等学校等教育職給料表

職務の級 身給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5	1	4			
6					
7					
8		5			
9		5			
10		1			
11					
12		5			
13		9			
14		1			
15		1			
16		10			
17		7			
18					
19					
20		9			
21		8			
22		18			
23	3	2			1
24		6			
25	2	11			
26	1	22			
27	1	2			
28		7			4
29	2	6			3
30	2	26			1
31		4			3
32	2	7			1
33	6	8			2
34	1	24			2
35		1			6
36	1	9			1
37		9			3
38		32			1
39		3			3
40	2	11			
41	1	2			1
42	2	17			
43		3			1
44		15			2
45	3	6			2
46		20			
47		3			
48	3	8			
49	2	11			
50	5	15			
51	1	2			
52		14			
53	4	8			
54		26			
55	1	6			
56		15			
57	2	7		1	
58	2	18		7	
59		5		7	
60	2	11		2	

職務の級 身給	1	2	特2	3	4
61	人	人	人	人	人
62	1	9		1	
63	1	22		7	
64		1		6	
65		9			
66		6		7	
67	2	16		7	
68	2	6		1	
69	1	8		6	
70	1	10		2	
71	3	14		5	
72		10		2	
73		7		6	
74		7		3	
75	2	18		1	
76	2	12		1	
77	1	11		2	
78	1	4		9	
79	1	7			
80	1	3			
81		16			
82		8			
83		9			
84		6			
85	1	11			
86	1	6			
87	2	9			
88	2	4			
89	2	12			
90	1	6	1		
91	1	8			
92		6			
93		14	2		
94		8	3		
95	1	9			
96		7			
97		16			
98		4			
99		9			
100	2	9			
101	2	6			
102	1	8			
103	1	11	1		
104		6			
105	1	16			
106		6			
107	2	11			
108	1	4			
109	1	11			
110	1	9			
111		16			
112		5			
113	1	12			
114	3	5			
115		17			
116		7			
117	1	13			
118	1	16			
119	1	27			
120		10			
		18			

職務の級 身給	1	2	特2	3	4
121	人	人	人	人	人
122	1	35			
123		4			
124		19			
125		9			
126		26			
127		4			
128		21			
129	2	12			
130		27			
131		7			
132	1	37			
133	1	9			
134	1	29			
135		42			
136		26			
137		26			
138		31			
139		13			
140	2	38			
141		35			
142		47			
143		58			
144	1	34			
145		186			
146					
147					
148	1				
149					
150	3				
151					
152					
153	10				
計	120	1,863	7	83	37
適用職員数			2,110		

9 中学校及び小学校教育職給料表

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		107			
18		1			
19					
20		92			
21		14			6
22		20			9
23		1			17
24		80			14
25	21	19			5
26	1	16			14
27	1	1			11
28	8	92			14
29	10	14			16
30	2	5			12
31	2	2			12
32	7	36			12
33	7	7			11
34	2	103			7
35	2	4			6
36	5	38			5
37	4	10			8
38		111			2
39	2	2			4
40	1	47			2
41	3	11			4
42	2	82			1
43	1	2			4
44	1	34			1
45	5	16			5
46		80			
47	2	4			1
48	1	28	1		
49	4	12			5
50		92			
51	3	6			
52	1	37	1	1	
53	2	15		1	
54		98		2	
55	1	6		1	
56		40		3	
57		11			
58		72		5	
59	1	4			
60	2	41		1	

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
61	人	人	人	人	人
62	2	14		3	
63	1	66		5	
64	1	18		2	
65	1	37	1	2	
66	15	13	1		
67	5	60		3	
68	12	12		3	
69	3	32		3	
70	2	13		1	
71		54	1	3	
72	1	9		4	
73	1	33		2	
74	2	18		12	
75		52		14	
76	1	9		22	
77	1	32		8	
78	4	8		8	
79	2	51	1	19	
80	10	10		12	
81	3	27	1	7	
82	2	18		13	
83		48		15	
84	1	15	1	17	
85	3	46		9	
86		15		9	
87	1	30	1	13	
88	4	18	2	9	
89	3	35	1	8	
90	1	15	2	12	
91	19	19	1	10	
92	3	18		1	
93	1	44	2	6	
94	3	13	6	3	
95	20	20	6	6	
96	1	16	2	2	
97	1	36	3	1	
98		12	6	4	
99		19	2	4	
100	1	7	6		
101	1	30	4	2	
102	2	12	4	1	
103	1	13	2		
104	1	10	4	1	
105	2	37	4		
106	4	11	2	4	
107	1	15	3		
108	3	11	2		
109	2	28	2		
110	2	7	2		
111	2	23	3		
112	1	12			
113	1	23			
114	2	10	3		
115		17	2		
116	1	7	1		
117		16			
118	3	8	4		
119		16			
120	2	8			
121	1	13			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
121	人	人	人	人	人
122	2	8			
123	1	16			
124	1	8			
125	2	16			
126	13	10			
127		15			
128		7			
129		15			
130		11			
131		27			
132		5			
133		12			
134		6			
135		17			
136		9			
137		14			
138		9			
139		20			
140		5			
141		19			
142		13			
143		22			
144		9			
145		25			
146		7			
147		35			
148		21			
149		22			
150		34			
151		39			
152		25			
153		33			
154		66			
155		69			
156		76			
157		309			
計	224	3,939	90	297	208
		適用職員数			4,758

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

(令和4年職員給与実態調査)

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	48			39	5	1		2		1
公安職	15			2	5	8				
研究職	1		1							
医療職(二)	1				1					
高等学校等教育職	110	20	90							
中学校及び小学校教育職	227		227							
給料表計	402									
60歳	151									
61歳	103									
62歳	69									
63歳	55									
64歳	24									

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(下表において同じ。)

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	163			159		4				
公安職	3					1	2			
研究職	16		15	1						
医療職(二)	9				9					
医療職(三)	9				9					
高等学校等教育職	11	2	9							
中学校及び小学校教育職	142		142							
給料表計	353									
60歳	70									
61歳	88									
62歳	77									
63歳	70									
64歳	48									

第13表 会計年度任用職員の任命権者別人員

(令和4年職員給与実態調査)

区分 任命権者	パートタイム 会計年度任用職員	フルタイム 会計年度任用職員	計
知事部局	554人	107人	661人
教育委員会	865	12	877
警察本部	133	39	172
計	1,552	158	1,710

2 民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

香川県人事委員会、人事院及び他の人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 434事業所
なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる医療現場の厳しい環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き、病院は調査対象から除外した。

イ 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種 その他の職種32職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から149事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。
調査の完結した事業所は、第14表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

6,114人：初任給関係490人（行政職に相当する調査実人員490人）、初任給関係以外の調査職種5,624人（行政職に相当する調査実人員5,528人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、20,195人であり、行政職に相当するものは19,927人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和4年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
産業計		事業所 128	事業所 55	事業所 46	事業所 27
農業、林業、漁業		—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		9	5	3	1
製造業		66	23	26	17
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		24	13	8	3
卸売業、小売業		10	3	4	3
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業		4	4	—	—
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業		15	7	5	3

- (注) 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所等が12事業所あった。
 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 民間における初任給の改定状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
				増額	据置き	減額	
				%	%	%	
大学卒	規模計		35.1	(39.3)	(60.7)	(0.0)	64.9
		500人以上	43.7	(56.8)	(43.2)	(0.0)	56.3
		100人以上 500人未満	36.9	(21.8)	(78.2)	(0.0)	63.1
		50人以上 100人未満	16.0	(25.0)	(75.0)	(0.0)	84.0
高校卒	規模計		26.5	(40.2)	(59.8)	(0.0)	73.5
		500人以上	30.7	(43.6)	(56.4)	(0.0)	69.3
		100人以上 500人未満	28.1	(33.4)	(66.6)	(0.0)	71.9
		50人以上 100人未満	16.0	(50.0)	(50.0)	(0.0)	84.0

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()書は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学院修士課程修了	※ 237,066	※ 237,066	—	—
		大学卒	196,255	201,544	193,517	※ 186,667
		短大卒	173,185	※ 170,313	※ 173,068	※ 175,000
	新卒技術者	大学院修士課程修了	226,289	229,790	※ 217,425	—
		大学卒	204,546	209,484	199,652	※ 191,550
		短大卒	190,129	193,036	190,239	X
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	228,303	231,556	※ 217,425	—
		大学卒	199,635	205,379	195,495	※ 188,620
		短大卒	185,488	190,767	184,153	※ 170,000
高校卒		167,854	168,242	169,510	※ 161,000	
そ の 他	新卒大学助教	大学卒	—	—	—	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
	新卒研究員	大学卒	—	—	—	—
	新卒研究補助員	短大卒	—	—	—	—
		高校卒	—	—	—	—

- (注) 1 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
 2 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。
 3 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第17表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 企業規模計

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務	支店長	8	53.4	697,180	47	697,133	・構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	6	52.6	692,711	0	692,711	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	55.4	708,300	165	708,135	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技術	工場長	4	53.8	851,119	0	851,119	・構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	53.8	851,119	0	851,119	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関係	事務部長	162	53.1	578,008	4,051	573,957	・2課以上又は構成員20人以上の部の長(取締役兼任者を除く。) ・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	109	52.9	594,101	2,427	591,674	
	短大卒	15	53.4	550,273	9,437	540,836	
	高校卒	35	53.7	555,337	3,587	551,750	
	中学卒	3	49.8	420,797	36,281	384,516	
職種	技術部長	135	53.0	605,204	2,369	602,835	同上
	大学卒	97	52.8	630,917	1,237	629,680	
	短大卒	18	51.5	553,195	35	553,160	
	高校卒	20	54.9	528,849	10,020	518,829	
	中学卒	—	—	—	—	—	

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下第17表の各表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額				備 考
			きまって支給 する給与 (A)		(A)－(B)		
			円	円			
事 務	事務部次長	人	歳	円	円	円	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大学卒	68	53.8	545,728	3,099	542,629	
	短大卒	48	53.1	585,060	4,030	581,030	
	高校卒	7	57.0	457,030	3,433	453,597	
	中学卒	12	54.4	485,498	0	485,498	
	X	X	X	X	X	X	
技 術	技術部次長	70	52.6	624,706	6,764	617,942	同 上
	大学卒	48	52.3	660,618	2,182	658,436	
	短大卒	8	54.6	596,176	0	596,176	
	高校卒	14	51.9	516,725	27,947	488,778	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 関 係	事務課長	320	49.5	519,535	5,658	513,877	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大学卒	224	49.0	542,257	3,841	538,416	
	短大卒	28	49.8	464,509	11,616	452,893	
	高校卒	68	50.8	466,726	9,236	457,490	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 関 係 職 種	技術課長	304	49.3	551,389	6,392	544,997	同 上
	大学卒	184	47.9	571,706	5,449	566,257	
	短大卒	41	51.5	560,364	8,007	552,357	
	高校卒	79	51.4	501,064	7,849	493,215	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 関 係 職 種	事務課長代理	141	46.1	466,930	30,844	436,086	・上記課長に事故等のあると きの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大学卒	109	44.7	470,959	37,378	433,581	
	短大卒	12	50.2	471,807	13,877	457,930	
	高校卒	20	51.3	441,468	5,360	436,108	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 関 係 職 種	技術課長代理	223	44.5	514,320	56,009	458,311	同 上
	大学卒	150	43.3	517,360	52,380	464,980	
	短大卒	29	45.7	456,237	29,786	426,451	
	高校卒	44	48.9	532,737	85,080	447,657	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事 務 係 長	254	46.3	368,005	38,927	329,078	・ 係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	155	44.9	374,678	40,447	334,231	
	短 大 卒	37	48.1	344,122	33,548	310,574	
	高 校 卒	61	48.7	367,739	39,011	328,728	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
務	技 術 係 長	364	44.9	456,683	88,389	368,294	同 上
	大 学 卒	211	42.7	432,786	84,652	348,134	
	短 大 卒	60	46.3	472,943	99,901	373,042	
	高 校 卒	92	48.6	496,938	90,481	406,457	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
技	事 務 主 任	372	42.2	334,046	41,591	292,455	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長一係員間）
	大 学 卒	228	39.5	347,973	47,926	300,047	
	短 大 卒	57	46.0	297,526	27,338	270,188	
	高 校 卒	87	45.8	325,745	36,298	289,447	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
術	技 術 主 任	431	40.3	411,354	83,166	328,188	同 上
	大 学 卒	261	38.8	385,785	73,164	312,621	
	短 大 卒	58	44.7	369,289	60,026	309,263	
	高 校 卒	112	41.1	455,725	102,241	353,484	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関	事 務 係 員	1,448	38.2	293,742	37,913	255,829	
	大 学 卒	813	35.4	302,155	41,926	260,229	
	短 大 卒	215	42.5	287,931	35,241	252,690	
	高 校 卒	416	40.8	281,022	31,391	249,631	
	中 学 卒	4	44.6	334,968	84,862	250,106	
職	技 術 係 員	1,224	38.2	368,655	64,409	304,246	
	大 学 卒	580	35.3	350,812	64,066	286,746	
	短 大 卒	209	37.3	359,177	63,393	295,784	
	高 校 卒	432	40.0	380,657	64,916	315,741	
	中 学 卒	3	42.9	296,218	12,571	283,647	
種							

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
技能・労務 関係職種	電話交換手	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。 電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	2	56.0	299,535	9,317		290,218
	守 衛	7	51.2	382,242	101,664		280,578
	用 務 員	—	—	—	—		—
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	—	—	—	—	—	
	大 学 副 学 長	—	—	—	—	—	
	大 学 学 部 長	—	—	—	—	—	
	大 学 教 授	13	56.6	625,570	86,246	539,324	
	大 学 准 教 授	12	48.3	544,344	78,667	465,677	
	大 学 講 師	11	45.9	550,686	124,327	426,359	
	大 学 助 教	6	45.5	418,161	16,667	401,494	
職 種	高等学校校長	—	—	—	—	—	
	高等学校教頭	—	—	—	—	—	
	高等学校教諭	—	—	—	—	—	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	
	研究部(課)長	8	44.5	624,115	16,354	607,761	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究室(係)長	—	—	—	—	—	{ 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長
	主任研究員	24	36.0	421,403	81,964	339,439	{ 構成員3人以上の室(係) の長
	研 究 員	13	32.7	285,771	26,436	259,335	{ 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。)
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう。
- 4 上記は、以下第17表の各表において同じである。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支 店 長	人	歳	円	円	円	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	8	53.4	697,180	47	697,133	
	短 大 卒	6	52.6	692,711	0	692,711	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	2	55.4	708,300	165	708,135	
技 術	工 場 長	4	53.8	851,119	0	851,119	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	4	53.8	851,119	0	851,119	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	87	53.3	659,829	2,119	657,710	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	63	53.4	658,473	1,705	656,768	
	短 大 卒	7	54.2	663,172	453	662,719	
	高 校 卒	17	52.4	663,656	4,578	659,078	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技 術 部 長	88	52.9	669,406	182	669,224	同 上
	大 学 卒	67	52.4	689,291	233	689,058	
	短 大 卒	13	54.0	597,320	0	597,320	
	高 校 卒	8	54.9	603,312	0	603,312	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事務部次長	49	54.0	589,270	2,548	586,722	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大学卒	43	53.6	601,985	2,522	599,463	
	短大卒	4	57.7	505,081	3,913	501,168	
	高校卒	2	52.2	511,932	0	511,932	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術部次長	45	53.0	699,569	7,872	691,697	同 上
	大学卒	35	52.8	716,269	2,493	713,776	
	短大卒	5	55.2	677,759	0	677,759	
	高校卒	5	51.6	602,542	59,486	543,056	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 課	事務課長	230	49.4	556,112	3,692	552,420	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大学卒	170	49.0	578,674	3,234	575,440	
	短大卒	21	49.8	492,700	3,881	488,819	
	高校卒	39	51.2	491,191	5,607	485,584	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 課	技術課長	225	49.4	604,409	4,332	600,077	同 上
	大学卒	147	48.2	614,417	3,796	610,621	
	短大卒	31	51.5	588,519	8,114	580,405	
	高校卒	47	52.0	581,430	3,831	577,599	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 課 長 代 理	事務課長代理	124	45.9	478,067	30,748	447,319	・上記課長に事故等のあると きの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大学卒	99	44.6	480,232	36,781	443,451	
	短大卒	11	50.4	484,069	15,149	468,920	
	高校卒	14	51.8	458,300	1,288	457,012	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 課 長 代 理	技術課長代理	209	44.4	517,577	56,485	461,092	同 上
	大学卒	145	43.2	518,516	52,481	466,035	
	短大卒	26	45.8	462,458	28,557	433,901	
	高校卒	38	48.9	543,649	89,774	453,875	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	121	47.1	396,748	45,881	350,867	・係の長及び係長級専門職
	大学卒	82	45.9	397,862	50,028	347,834	
	短大卒	15	50.7	401,259	29,634	371,625	
	高校卒	24	48.9	390,779	41,771	349,008	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術係長	266	44.9	481,927	97,974	383,953	同 上
	大学卒	156	42.4	448,573	93,794	354,779	
	短大卒	46	46.1	506,821	107,216	399,605	
	高校卒	64	49.7	538,601	101,824	436,777	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事務主任	254	41.7	355,642	47,368	308,274	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長一係員間）	
大学卒	168	38.9	366,633	55,287	311,346		
短大卒	35	46.3	325,511	26,164	299,347		
高校卒	51	46.3	344,076	38,717	305,359		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	332	40.6	426,873	89,102	337,771	同 上	
大学卒	202	39.1	399,991	77,246	322,745		
短大卒	42	46.1	373,951	58,039	315,912		
高校卒	88	41.2	470,638	110,062	360,576		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	793	37.4	312,413	47,548	264,865		
大学卒	492	34.9	319,046	50,575	268,471		
短大卒	100	42.9	308,204	46,478	261,726		
高校卒	200	39.9	299,579	40,379	259,200		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係員	839	38.8	382,934	69,953	312,981		
大学卒	382	35.8	368,160	73,017	295,143		
短大卒	147	37.9	376,884	69,849	307,035		
高校卒	308	40.2	390,668	68,692	321,976		
中学卒	2	47.0	326,808	19,638	307,170		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支 店 長	—	—	円	円	円	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	工 場 長	—	—	—	—	—	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	56	53.3	521,960	6,914	515,046	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	36	52.8	540,594	3,644	536,950	
	短 大 卒	6	51.8	466,218	23,838	442,380	
	高 校 卒	12	56.0	507,663	0	507,663	
	中 学 卒	2	50.5	442,629	55,697	386,932	
職 種	技 術 部 長	39	52.9	513,402	6,042	507,360	同 上
	大 学 卒	25	53.9	525,500	3,342	522,158	
	短 大 卒	5	47.4	479,046	93	478,953	
	高 校 卒	9	54.2	505,874	17,577	488,297	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事務部次長	15	53.7	486,621	4,796	481,825	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大学卒	4	49.3	492,291	18,080	474,211	
	短大卒	2	58.5	432,281	0	432,281	
	高校卒	8	54.5	520,167	0	520,167	
	中学卒	X	X	X	X	X	
技 術	技術部次長	20	52.1	519,778	5,549	514,229	同 上
	大学卒	11	52.0	540,650	399	540,251	
	短大卒	X	X	X	X	X	
	高校卒	8	51.4	484,284	13,287	470,997	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 関 係	事務課長	82	49.5	441,256	8,245	433,011	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大学卒	51	49.0	446,809	5,865	440,944	
	短大卒	5	49.7	357,942	11,041	346,901	
	高校卒	26	50.5	446,315	12,728	433,587	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 関 係 職 種	技術課長	73	49.2	419,468	9,406	410,062	同 上
	大学卒	35	47.1	422,103	10,700	411,403	
	短大卒	10	51.3	476,183	7,687	468,496	
	高校卒	28	51.3	400,980	8,317	392,663	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 関 係 職 種	事務課長代理	17	47.5	374,925	31,631	343,294	・上記課長に事故等のあると きの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大学卒	10	46.1	367,632	44,039	323,593	
	短大卒	X	X	X	X	X	
	高校卒	6	49.8	394,898	16,626	378,272	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 関 係 職 種	技術課長代理	12	48.6	430,113	39,901	390,212	同 上
	大学卒	5	49.1	442,318	45,791	396,527	
	短大卒	2	48.5	390,010	57,450	332,560	
	高校卒	5	48.3	430,139	30,336	399,803	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務 係 長	109	45.6	353,612	37,350	316,262	・ 係の長及び係長級専門職	
	大学卒	64	44.5	357,010	33,783		323,227
	短大卒	19	46.3	320,197	39,993		280,204
	高校卒	25	48.5	374,912	46,027		328,885
	中学卒	X	X	X	X		X
技 術 係 長	74	44.6	389,451	61,422	328,029	同 上	
	大学卒	46	44.0	385,478	55,312		330,166
	短大卒	8	48.2	393,782	91,937		301,845
	高校卒	20	44.4	395,042	61,982		333,060
	中学卒	—	—	—	—		—
事 務 主 任	100	43.5	299,187	31,787	267,400	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長一係員間）	
	大学卒	55	41.2	309,207	33,179		276,028
	短大卒	16	45.8	257,771	25,653		232,118
	高校卒	29	46.5	305,804	32,941		272,863
	中学卒	—	—	—	—		—
技 術 主 任	73	37.9	345,326	55,979	289,347	同 上	
	大学卒	46	36.5	326,466	55,939		270,527
	短大卒	12	37.2	376,755	76,740		300,015
	高校卒	15	41.7	371,181	43,691		327,490
	中学卒	—	—	—	—		—
事 務 係 員	539	39.0	272,858	27,029	245,829		
	大学卒	278	36.3	278,666	30,186		248,480
	短大卒	92	41.9	270,406	23,254		247,152
	高校卒	166	41.5	264,068	23,642		240,426
	中学卒	3	42.7	307,028	41,561		265,467
技 術 係 員	324	35.2	298,464	36,502	261,962		
	大学卒	171	34.1	306,733	39,943		266,790
	短大卒	54	34.4	288,068	38,432		249,636
	高校卒	98	37.7	290,402	29,948		260,454
	中学卒	X	X	X	X		X

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支 店 長	—	—	円	円	円	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	工 場 長	—	—	—	—	—	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	19	51.4	424,284	3,691	420,593	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	10	50.4	436,236	2,247	433,989	
	短 大 卒	2	55.0	421,350	0	421,350	
	高 校 卒	6	52.5	412,725	7,943	404,782	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
職 種	技 術 部 長	8	54.1	430,632	5,732	424,900	同 上
	大 学 卒	5	52.5	426,941	3,393	423,548	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	3	56.8	436,784	9,630	427,154	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事務部次長	4	53.0	358,599	2,248	356,351	<ul style="list-style-type: none"> ・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大学卒	X	X	X	X	X	
	短大卒	X	X	X	X	X	
	高校卒	2	55.5	344,002	0	344,002	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術部次長	5	50.9	386,122	2,176	383,946	同 上
	大学卒	2	47.5	378,360	5,440	372,920	
	短大卒	2	51.5	389,945	0	389,945	
	高校卒	X	X	X	X	X	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 課	事務課長	8	50.5	384,468	28,121	356,347	<ul style="list-style-type: none"> ・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	3	52.5	357,000	0	357,000	
	短大卒	2	49.5	463,320	80,000	383,320	
	高校卒	3	49.2	359,367	21,657	337,710	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 課	技術課長	6	45.7	418,207	40,772	377,435	同 上
	大学卒	2	46.0	416,370	22,320	394,050	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	4	45.5	419,125	49,998	369,127	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 課 長 代 理	事務課長代理	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大学卒	—	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 課 長 代 理	技術課長代理	2	45.5	344,715	52,354	292,361	同 上
	大学卒	—	—	—	—	—	
	短大卒	X	X	X	X	X	
	高校卒	X	X	X	X	X	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	24	46.1	319,943	18,909	301,034	・係の長及び係長級専門職
	大学卒	9	41.4	336,882	20,393	316,489	
	短大卒	3	50.5	286,697	7,369	279,328	
	高校卒	12	48.6	315,550	20,680	294,870	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術係長	24	45.4	331,184	45,833	285,351	同 上
	大学卒	9	41.9	337,209	39,774	297,435	
	短大卒	6	44.3	308,646	50,444	258,202	
	高校卒	8	49.5	348,381	52,612	295,769	
	中学卒	X	X	X	X	X	
事務主任	18	40.4	286,405	31,543	254,862	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長一係員間）	
大学卒	5	36.1	291,964	19,898	272,066		
短大卒	6	45.0	280,175	38,027	242,148		
高校卒	7	39.5	287,775	34,304	253,471		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	26	41.6	323,735	54,919	268,816	同 上	
大学卒	13	41.0	334,815	59,094	275,721		
短大卒	4	50.3	303,111	35,274	267,837		
高校卒	9	38.6	316,898	57,619	259,279		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	116	39.7	256,204	19,109	237,095		
大学卒	43	35.2	260,988	18,761	242,227		
短大卒	23	42.8	250,078	24,484	225,594		
高校卒	50	42.1	254,908	16,935	237,973		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係員	61	37.4	280,481	34,496	245,985		
大学卒	27	34.4	288,710	42,858	245,852		
短大卒	8	41.3	326,787	43,623	283,164		
高校卒	26	39.2	257,686	23,003	234,683		
中学卒	—	—	—	—	—		

第18表 民間における家族手当の支給状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者の収入制限		家族手当制度がない
		収入制限あり	収入制限なし	
77.2%	(89.5%)	[81.4%]	[18.6%]	22.8%

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	10,059 円
配偶者と子 1 人	14,676 円
配偶者と子 2 人	18,962 円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
 (備考) 行政職7級相当以下の県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、子については1人につき10,000円、子以外については1人につき6,500円である。
 なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第19表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

1 在宅勤務の実施及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を実施していない
	支給する	支給しない	
48.3%	(27.9%)	(72.1%)	51.7%

(注) () 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
16.4%	83.6%

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第20表 民間における特別給の支給状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

項目		支給額等 (事務・技術等従業員)
平均所定内給与月額	下半期(A1)	329,428円
	上半期(A2)	330,472円
特別給の支給額	下半期(B1)	675,830円
	上半期(B2)	773,889円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.05月分
	上半期(B2/A2)	2.34月分
年間の平均		4.39月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(備考) 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.30月分である。

第21表 民間における冬季賞与の配分状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

項目	部長級		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	41.4	58.6	37.0	63.0	43.7	56.3
500人以上	31.7	68.3	30.0	70.0	44.2	55.8
100人以上500人未満	40.5	59.5	33.3	66.7	35.2	64.8
50人以上100人未満	61.6	38.4	58.0	42.0	59.3	40.7

第22表 民間における定年制の状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
96.9	76.4	20.5	3.1

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

区 分 \ 項 目	給与減額あり	給与減額なし	
		60歳で減額	
	%	%	%
課 長 級	41.0	31.9	59.0
非 管 理 職	41.0	31.9	59.0

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。(第24表において同じ。)
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和4年職種別民間給与実態調査)

課 長 級	非 管 理 職
%	%
77.8	78.4

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第25表 民間における給与改定の状況等

(令和4年職種別民間給与実態調査)

1 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員	33.7	7.6	0.0	58.7
課 長 級	25.5	11.5	0.0	63.0

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	93.4	92.4	27.4	5.9	59.1	1.0	6.6
課 長 級	87.9	86.9	27.8	5.0	54.1	1.0	12.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 県職員給与と民間給与との比較

第26表 県職員の給与と民間給与との比較

区 分	民間給与	県職員給与	$\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
	行政職相当職 (A)	行政職 (B)	
平均給与月額	360,322 円	359,508 円	814 円 (0.23%)

(注) 1 「行政職相当職」とは民間事業所における行政職給料表適用者に相当する事務・技術関係職種
の該当者を、「行政職」とは行政職給料表適用者をいう。(参考1において同じ。)

2 県職員給与、民間給与ともに、本年度の新規学卒者の給与は含まれていない。

(参考1) 民間給与との比較を行う県職員(行政職)の平均給与月額

平均給与月額	給 料	地域手当	給料の特別調整額	扶養手当	住居手当	その他
359,508 円	326,343 円	11,368 円	7,534 円	8,413 円	5,572 円	278 円

(注) 県職員の平均年齢は43.0歳で、平均経験年数は20.3年である。

(参考2) 給与比較における対応関係

県職員 (行政職)	対 応 民 間 職 種		
	企 業 規 模 500人以上	企 業 規 模 100人以上500人未満	企 業 規 模 50人以上100人未満
9 級	支 店 長 工 場 長 部 次 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
8 級	課 長		
7 級		課 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
6 級	課 長 代 理	課 長	部 次 長
5 級			課 長
4 級	係 長	課 長 代 理	課 長 代 理
3 級		係 長	係 長
2 級	主 任	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員	係 員

(注) 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、
係長に含めている。

4 生計費関係資料

令和4年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和4年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」（いずれも総務省）の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して、令和4年4月の費目別標準生計費を算定した。高松市の数値については、これに本県と全国との費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第27表 費目別、世帯人員別標準生計費

1 高松市

(令和4年4月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	31,927 ^円	40,468 ^円	51,831 ^円	63,184 ^円	74,547 ^円
住居関係費	43,033	76,325	60,905	45,486	30,066
被服・履物費	5,697	3,930	6,150	8,370	10,590
雑費 I	19,828	32,600	46,874	61,148	75,410
雑費 II	17,564	32,463	38,585	44,697	50,819
計	118,049	185,786	204,345	222,885	241,432

(注) 集計世帯数は、47世帯である。

2 全国

(令和4年4月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	31,020 ^円	39,320 ^円	50,360 ^円	61,390 ^円	72,430 ^円
住居関係費	44,710	79,300	63,280	47,260	31,240
被服・履物費	5,780	3,990	6,240	8,490	10,740
雑費 I	22,620	37,190	53,470	69,760	86,030
雑費 II	10,350	19,130	22,740	26,340	29,950
計	114,480	178,930	196,090	213,240	230,390

(注) 人事院資料による。

5 労働経済関係資料

第28表 労働経済指標

項 目		年 月		令和	令和	3年		
				2年度	3年度	1月	2月	3月
賃金・労働時間	全国 (全国調査)	①きまって支給する給与 (調査産業計)	(千円)	293.3	298.2	293.0	292.8	297.3
			前年度比・前年同月比(%)	△ 1.0	1.7	0.0	△ 0.3	1.1
		②所定内給与 (調査産業計)	(千円)	271.5	274.4	270.0	269.9	273.7
			前年度比・前年同月比(%)	0.1	1.1	0.4	0.3	1.5
		③総実労働時間数 (調査産業計)	(時間)	140.0	142.5	135.1	135.4	145.1
		④所定外労働時間数 (調査産業計)	(時間)	10.6	11.7	11.0	11.1	12.0
	香川県 (地方調査)	⑤きまって支給する給与 (調査産業計)	(千円)	262.7	261.3	257.0	256.8	259.4
			前年度比・前年同月比(%)	△ 2.6	△ 2.6	△ 2.1	△ 3.0	△ 2.3
⑥所定内給与 (調査産業計)		(千円)	243.9	238.9	235.1	235.2	238.0	
		前年度比・前年同月比(%)	△ 1.1	△ 2.1	△ 2.4	△ 3.4	△ 2.6	
	⑦総実労働時間数 (調査産業計)	(時間)	143.6	144.1	138.7	137.9	148.3	
	⑧所定外労働時間数 (調査産業計)	(時間)	10.1	11.4	10.6	11.3	11.7	
生計費	⑨ 消費支出 (全世帯)	全国	(千円)	277.9	279.0	267.8	252.5	309.8
			前年比・前年同月比(%)	△ 5.3	0.4	△ 6.8	△ 7.1	6.0
		人口5万以上 15万未満の都市	(千円)	269.0	267.2	257.0	245.7	294.9
			前年比・前年同月比(%)	△ 7.4	△ 0.6	△ 9.5	△ 7.6	1.4
		高松市	(千円)	275.3	274.5	275.6	245.3	322.8
	前年比・前年同月比(%)	△ 10.7	△ 0.3	△ 3.7	△ 6.4	12.5		
物 価	⑩ 消費者物価指数	全国	前年度比・前年同月比(%)	△ 0.2	0.1	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.4
		人口5万以上 15万未満の都市	前年度比・前年同月比(%)	△ 0.2	0.2	0.6	△ 0.5	△ 0.3
		高松市	前年度比・前年同月比(%)	△ 0.3	△ 0.2	0.0	△ 0.3	0.0
雇 用	⑪ 常用雇用指数 (調査産業計)	全国	前年度比・前年同月比(%)	0.0	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2
	⑫ 完全失業率	全国	(%) (季節調整値)	2.9	2.8	3.0	2.9	2.7
	⑬ 有効求人倍率	全国	(倍) (季節調整値)	1.10	1.16	1.08	1.09	1.10
香川県		(倍) (季節調整値)	1.33	1.42	1.32	1.34	1.31	
生産	⑭ 実質国内総生産	全国	前年度比・前期比(%)	△ 4.5	2.2	△ 0.4		

- (注) 1 ①、②、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪については、令和2年基準(ただし、⑨⑩⑪の令和2年度は平成27年基準)
 2 ①～⑧、⑪は、事業所規模30人以上の数値である。
 3 ①～⑧、⑪は、毎月勤労統計調査(厚生労働省)、⑨は家計調査(総務省)、⑩は消費者物価指数(総務省)
 4 ⑨の令和2年度、令和3年度の欄は、それぞれ令和2暦年、令和3暦年の数値である。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年 1月	2月	3月	4月	
300.3	294.9	297.2	297.7	295.0	296.3	298.6	298.0	298.6	298.9	299.5	304.0	307.9	
1.6	2.6	2.1	1.7	1.3	1.2	0.8	1.3	1.2	2.0	2.3	2.2	2.5	
275.9	272.1	274.4	274.0	271.9	273.6	275.1	273.9	273.7	274.7	275.2	278.9	281.9	
1.1	1.4	0.8	0.7	0.7	0.7	0.5	1.0	0.7	1.8	1.9	1.9	2.2	
150.4	136.0	146.9	146.9	135.8	141.4	144.8	145.8	144.5	136.9	136.6	144.5	149.0	
12.1	11.1	11.4	11.9	10.9	11.3	11.7	12.1	12.3	11.8	11.9	12.6	12.9	
257.9	255.3	256.6	260.2	257.4	257.1	260.0	260.4	261.4	266.8	270.2	272.3	274.2	
△ 2.8	△ 1.8	△ 2.4	△ 1.7	△ 2.1	△ 2.7	△ 2.1	△ 2.4	△ 2.3	3.8	5.2	5.0	6.3	
236.4	234.2	235.7	237.2	234.8	234.8	237.5	237.1	238.2	243.9	247.7	248.8	249.8	
△ 3.8	△ 3.5	△ 4.4	△ 4.0	△ 4.5	△ 5.0	△ 4.0	△ 4.2	△ 4.3	3.8	5.3	4.6	5.7	
151.1	138.3	147.7	146.2	139.1	145.2	147.8	148.8	147.9	137.4	136.9	143.0	148.4	
11.5	10.7	10.5	11.2	10.6	11.2	11.7	12.2	12.5	11.1	11.3	12.0	12.3	
301.0	281.1	260.3	267.7	266.6	265.3	282.0	277.0	317.2	287.8	257.9	307.3	304.5	
12.4	11.5	△ 4.9	0.3	△ 3.5	△ 1.7	△ 0.5	△ 0.6	0.7	7.5	2.2	△ 0.8	1.2	
292.8	269.0	251.5	252.1	258.8	248.3	274.6	263.2	299.1	282.7	254.2	314.3	299.8	
12.1	8.8	△ 5.3	△ 1.3	△ 3.1	△ 6.4	4.2	2.0	△ 1.6	10.0	3.5	6.6	2.4	
343.1	246.5	231.2	244.9	242.9	275.2	264.4	286.4	316.1	298.0	283.2	302.7	314.5	
46.9	7.2	△ 16.6	△ 13.4	△ 16.6	7.1	△ 3.4	0.4	△ 6.3	8.1	15.5	△ 6.2	△ 8.4	
△ 1.1	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.4	0.2	0.1	0.6	0.8	0.5	0.9	1.2	2.5	
△ 1.1	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.3	0.3	0.2	0.8	0.9	0.6	1.1	1.3	2.6	
△ 1.1	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.4	0.0	0.2	0.1	0.5	0.8	2.3	
△ 0.3	0.2	0.0	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2	△ 1.3	△ 1.1	
2.8	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5	
1.09	1.10	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	
1.34	1.34	1.35	1.36	1.35	1.38	1.39	1.41	1.44	1.52	1.54	1.54	1.52	
0.6			△ 0.8				1.0			△ 0.1			

であり、⑭については平成27年基準である。

務省)、⑫は労働力調査(総務省)、⑬は職業安定業務統計(厚生労働省)、⑭は内閣府の資料による。

6 勤務時間等関係資料

第29表 職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間

項目 部局		年 次 休 暇			超 過 勤 務 時 間		
		令和元年	令和2年	令和3年	令和元年度	令和2年度	令和3年度
知事部局	本 庁	8.6 日	8.6 日	9.4 日	20.2 時間	24.2 時間	23.3 時間
	出先機関	11.1	10.9	12.0	10.7	12.8	12.7
	計	9.9	9.8	10.7	15.2	18.1	17.6
教育委員会	県立学校教職員	10.1	8.8	11.9	4.2	4.6	3.4
	事務局職員	8.1	8.5	9.2	19.5	18.8	20.1
	計	9.9	8.8	11.6	14.0	13.8	14.3
警察本部	警 察 官	10.2	11.1	10.9	20.3	20.4	20.4
	事務職員	10.6	10.9	11.4	13.6	12.4	10.7
	計	10.3	11.1	10.9	19.4	19.3	19.0

- (注) 1 年次休暇の使用日数は、職員1人当たりの年平均使用日数である。
 2 超過勤務時間は、職員1人当たりの月平均超過勤務時間である。
 3 「県立学校教職員」の区分は、「年次休暇」については各県立学校の教育職員及び事務職員の平均日数であり、「超過勤務時間」については同事務職員の平均時間数である。

7 人事院勧告等の要旨

人事院は、本年8月8日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与について報告・勧告を行うとともに、公務員人事管理について報告した。

1 給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 921円（0.23%）

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分(注)103円〕 (注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

- 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定（平均改定率：全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし]）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中で職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請



【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

2 公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員のWell-being実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開
業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討